

「亀山ブランド」第2弾を募集!

～亀山にしかない 魅力をお届けします～



問合せ先 商工観光課観光・地域ブランドグループ (☎84-5074)

亀山市の魅力ある特産品を戦略的に発信し、市のイメージ向上と地域経済の活性化を図るために、令和3年度に初めて「亀山ブランド」を認定し、さまざまな取り組みを展開しました。

今回、「亀山ブランド」の第2弾を募集します!市民の皆さんも、この機会に「亀山ブランド」をさらに知っていただき、認定事業者の皆さんとともに「亀山ブランド」を盛り上げ、本市の魅力を全国へ発信していきましょう!

亀山ブランドとは?

亀山ブランドは、本市の豊かな自然、伝統と風土、歴史文化を最大限に活かして生み出された産品や、新たに発掘・創出された産品を独自の基準で認定したものです。

市では、「亀山ブランド」の魅力を全国へ発信し、「選ばれるまち」を目指しています。

令和3年度は、消費者の目線から厳しい審査で選り抜かれた10事業者17品目の市産品を「亀山ブランド」に認定しました。



亀山ブランド 第1弾 (10事業者・17品目)

1	みそ焼きうどん	株式会社安全
2	桶	桶重 服部健
3	カメヤマローソク	カメヤマ株式会社
4	花げしきシリーズ	
5	花ふぜいシリーズ	
6	ジュラルミン削り出し名刺入れ	有限会社 ギルドデザイン
7	ジュラルミン削り出しスマートフォンケース	
8	小林ファームの豚肉	有限会社 小林ファーム
9	ひのきの組み立てミニ家具「ちょこん」シリーズ	三栄林産株式会社

10	ひのきのカッティングボード	三栄林産株式会社
11	森のこものシリーズ	
12	デスク&キャビネット 木のこ～宝物になる机～	
13	杉ボックスシリーズ	伊達丸亀製茶 伊達亀嘉
14	亀山べにほまれ紅茶	
15	WOOD LOVER'S ヴィンテージ加工ウッドパネル	なかの材木株式会社
16	銘菓 関の戸シリーズ	有限会社深川屋
17	特上かめやま	三重茶農業協同組合

「亀山ブランド」の魅力を発信するさまざまな取り組み

▼県内外のイベントでのPRブース出展

イベントや百貨店の物産展に出展し、認定事業者の皆さんと一緒に亀山ブランドをアピールしています。



ジェイアール名古屋タカシマヤでのPR



近鉄百貨店四日市店でのPR

▼亀山市公式YouTubeでの動画紹介

認定事業者の皆さんの亀山ブランドにかける想いやこだわりなどを伝えるため、市ホームページで動画を紹介しています。



「はじめての亀山ブランド」ムービー



亀山ブランド認定品を募集します!!

●募集期間

8月1日(月)～9月16日(金)

●申請要件

- 次の要件をすべて満たす事業者等が申請できます。
- ▷農林水産業または製造業やサービス業を営む個人、法人またはこれらを営む者で組織される法人もしくは団体
 - ▷原則として、市内に生産、加工等または営業の拠点を有すること
 - ▷その他
 - ・暴力団員が役員となっている事業者でないこと
 - ・暴力団または暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと
 - ・市税等を滞納していないこと

●認定対象

- (1)認定対象となるのは、1年以上の販売実績があり、かつ次の①から⑤のいずれかに該当するものです。
- ①市内で生産された農林水産物
 - ②市内で製造または加工された製品
 - ③市内で生産された農林水産物を加工した製品
 - ④市に縁のある歴史上の著名人または市内の名所、旧跡等をPRする製品
 - ⑤市のイメージアップにつながる製品で市長が認めるもの
- (2)認定は1事業者等につき5品目までとします。
※同じ品目で味、形、色等に相違があっても、同一品目と認められる場合は1品目とします。

●認定の特典

- (1)認定された商品は、亀山ブランド認定シールを貼り付けて販売することができます。
- (2)認定盾、ミニタペストリー、卓上のぼり旗等を交付します。
- (3)認定された商品は、市ホームページに掲載します。
- (4)行政情報として発信します。(広報紙、行政情報番組など)
- (5)各種特産品イベントでPR販売します。(全国各地で開催される物産フェアなど)
- (6)マスメディアを活用したPRを行います。
- (7)亀山ブランド認定品の販路拡大を行います。
- (8)ふるさと納税返礼品として優先的に取り扱います。

●提出書類

- (様式は市ホームページからダウンロードしてください)
- ①亀山ブランド認定申請書
 - ②亀山ブランド認定申請調査書
 - ③誓約書
 - ④申請者の概要が分かる書類
 - ア 定款または規約その他これに類する書類
 - イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
法人以外の団体にあつては、代表者の住民票
 - ウ 申請者の事業内容等が分かる書類
 - ⑤認定を受けようとする市産品の概要が分かる書類
 - ⑥市税等を滞納していないことを証する書類
 - ⑦その他市長が必要と認める書類
- ※申請は、1事業者等につき5品目を上限とします。

●提出方法

商工観光課観光・地域ブランドグループ(〒519-0195 本丸町 577)へ持参または郵送してください。

●審査および認定

- 次の5つの認定基準に基づき審査し、その結果を申請者に通知します。
- ①地域性 ②独自性 ③信頼性 ④市場性 ⑤将来性

●認定登録料および有効期間

- (1)認定を受けた事業者等には、認定登録料を納めていただきます。1品目目は1万円、2品目目以降は1認定品につき5千円
※更新の登録料は、1品目目は5千円、2品目目以降は1認定品につき3千円
- (2)有効期間
認定日から令和6年12月31日まで
※更新の有効期間は、認定の終了する日の翌日から2年間

●スケジュール

- | | |
|---------|-------|
| 8月～9月 | 認定申請 |
| 10月～11月 | 審査・決定 |
| 令和5年1月 | 認定式 |

「亀山ブランド」に関する講演会を開催します！

先着 20名限定

亀山ブランドの認定を受けた人や受けようとお考えの人、自社のPR、販路拡大、新商品の開発を目指している人などを対象に、地域ブランドの活用について学ぶ講演会を開催します。

- と き 8月23日(火) 午前9時～11時
- と ころ 本庁3階理事者控室
- 講 師 三重県中小企業庁よろず支援拠点コーディネーター 高垣和郎さん
- 申込先 商工観光課観光・地域ブランドグループ
☎84-5074
✉kanko@city.kameyama.mie.jp

